

# 年金受給者のしおり

(CBP)

— Cash Balance Plan —

昭和電工マテリアルズ企業年金基金

## 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| I. 給付の種類と内容について       | 1  |
| 1.年金の種類について           |    |
| 2.年金と一時金の選択について       |    |
| 3.退職時・待期終了時の手続書類について  |    |
| II. 待期期間中の取扱いについて     | 3  |
| 1.待期期間とは              |    |
| 2.利息クレジットについて         |    |
| 3.指標利率について            |    |
| III. 待期終了時の取扱いについて    | 4  |
| 1.給付の種類について           |    |
| 2.待期した部分を一時金で受取る場合    |    |
| 3.年金で受取る場合の受給期間       |    |
| 4.待期終了手続について          |    |
| IV. 年金額について           | 5  |
| 1.年金額の変動について          |    |
| 2.年金額の算定に使用する指標利率について |    |
| V. 年金の支払いについて         | 6  |
| VI. 「現況届」の提出について      | 7  |
| VII. 税金の取扱いについて       | 8  |
| 1.年金にかかる税金について        |    |
| 2.一時金にかかる課税取扱いについて    |    |
| VIII. 年金Q&Aについて       | 11 |
| 1.住所を変更したい            |    |
| 2.年金受取の金融機関を変更したい     |    |
| 3.亡くなった場合の手続は         |    |
| 4.氏名を変更したときは          |    |
| 5.事業所コードと加入者番号について    |    |
| 6.年金選択から一時金選択へ変更する場合  |    |
| 7.基金のホームページについて       |    |

## はじめに



長い間のお勤めお疲れ様でした。ご退職後も益々ご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

さて、この「年金受給者のしおり(CBP)」は、これからすぐに年金をお受取になられる方(受給者)並びに今後60歳(退職時年齢により異なります。)になられると、年金を受取ることができる方(待期者)を対象に、給付金をお受取りいただくために必要な手続について説明したものです。

受給者並びに待期者であるご本人様はもちろん、ご家族の皆様にもあらかじめお読みいただき、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

なお、内容についてお分かりにならないことがございましたら、当基金にご遠慮なくお申し出下さい。

昭和電工マテリアルズ企業年金基金



# I. 給付の種類と内容について

## 1 年金の種類について

### (1) 第1年金とは？

- ・ 終身にわたって受取れる年金です。
- ・ 受給期間が20年未満の受給者がお亡くなりになった場合には、遺族一時金が支払われます。(20年保証付)
- ・ 毎年受取る年金額は毎年の指標利率により変動します。
- ・ ご本人の希望により、年金に代えて一時金での受給も選択できます。

### (2) 第2年金とは？

- ・ 5年間の有期年金です。
- ・ 受給期間が5年未満の受給者がお亡くなりになった場合には、遺族一時金が支払われます。(5年保証付)
- ・ 毎年受取る年金額は毎年の指標利率により変動します。
- ・ ご本人の希望により、年金に代えて一時金での受給も選択できます。

## 2 年金と一時金の選択について

第1年金、第2年金のそれぞれについて、退職時の年齢等により、下記のとおり年金または一時金の選択範囲が異なりますのでご注意ください。

| 加入者期間 | 退職時年齢  | 選択内容 | 受給時期の選択範囲   |
|-------|--|------|---|
| 15年以上 | 50歳以上  | 年金   | 退職時から65歳までの任意の時期に年金の裁定請求ができます。  |
|       |  | 一時金  | 退職時から65歳までの任意の時期に選択一時金の裁定請求ができます。                                       |
|       | 50歳未満  | 年金   | 60歳～65歳までの任意の時期に年金の裁定請求ができます。   |
|       |  | 一時金  | 退職時から65歳までの任意の時期に一時金の裁定請求ができます。<br>・ 受給時60歳未満：脱退一時金<br>・ 受給時60歳以上：選択一時金 |
| 15年未満 | ※加入者期間が15年未満の方は、原則として脱退一時金の扱いとなります。<br>ただし、会社都合退職の方は、退職時年齢に応じ上記の取扱いに該当します。 |      |   |

注：当基金の年金制度は、原則として加入者期間が15年以上の方について、年金を受取る権利(受給権)が発生します。このため、本しおりでは、加入期間が15年以上の方を対象とした構成で作成されています。

### 用語解説

#### ・加入者期間とは

加入者の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までを加入者期間といいます。

#### ・一時金について

加入者期間が15年未満の方の一時金を脱退一時金、15年以上の方の一時金を選択一時金といいます。

昭和電工マテリアルズ企業年金基金のキャッシュバランスプランには、「第1年金」と「第2年金」の2つの制度があります。それぞれの年金については、加入期間、退職時の年齢等により、受給方法の選択範囲や諸手続きが異なりますので、内容をご確認の上、該当する諸手続き等を行っていただきますよう宜しくお願い致します。

### 3 退職時・待期終了時の手続書類について

退職時における第1・第2年金の受取方法の選択結果に基づき、下記の手続書類を提出いただくこととなりますので、ご確認の上、ご提出ください。

| 書類名      | 届出が必要なケース  |
|----------|--|
| 給付選択届    | 退職後直ちに年金または一時金を受取るか、待期(支給繰下げ)するかを選択するものです。退職時に必ずご提出ください。 |
| 年金裁定請求書  | 年金を選択した方が、年金の受取りを開始するときにご提出ください。                         |
| 一時金裁定請求書 | 選択一時金を選択した方が、一時金の受取りを希望するときにご提出ください。                     |

#### 〈給付選択による手続書類の取扱事例〉

- ①第1年金・第2年金について「待期」を選択した場合 → ・給付選択届  
※待期終了の手続は4ページを参照。
- ②第1年金・第2年金について「年金」を選択した場合 → ・給付選択届  
・年金裁定請求書
- ③第1年金・第2年金について「一時金」を選択した場合 → ・給付選択届  
・一時金裁定請求書
- ④第1年金を「年金」、第2年金を「一時金」選択した場合(又はこの逆を選択した場合) → ・給付選択届  
・年金裁定請求書  
・一時金裁定請求書

#### 〈選択別の手続書類について〉

| 選択内容 | 加入者期間 | 手続書類  | 提出時期                        |
|------|-------|---|-----------------------------|
| 年金   | 15年以上 | ① 給付選択届<br>② 年金裁定請求書<br>③ 住民票又は戸籍抄本・・・1通            | 退職時<br>指定の任意の時期<br>//       |
| 一時金  |       | ① 給付選択届<br>② 一時金裁定請求書<br>③ 退職所得の申告書<br>④ 退職所得の源泉徴収票 | 退職時<br>指定の任意の時期<br>//<br>// |
| その他  | ——    | ① 受給権者異動届<br>氏名変更、住所変更、振込先変更等の場合にご利用いただけます。         | 発生の都度                       |

注1：基金の年金・一時金は、ご本人からの請求を受けて支払開始の手続を行います。手続書類は受取り開始希望時期の1ヶ月前には基金に届く様にご提出ください。

## Ⅱ. 待期期間中の取扱いについて

### 1 待期期間とは

待期とは、第1年金・第2年金の資格要件を満たしている方(原則として加入者期間が15年以上の方)が、退職時の年金手続において、規約に定められた任意の期間まで、年金又は一時金の受給を繰下げる(受給を待期する)ことをいいます。この退職から受給開始に至るまでの期間を待期期間といいます。

### 2 利息クレジットについて

待期期間中は、年金原資である仮想個人口座残高に対して利息がつきます(利息クレジット)。利息クレジットは、年金受給開始迄の待期期間中(年1回4月1日)および待期期間終了時(年金受給開始時)に付与されます。また利息クレジットの額は仮想個人口座残高に指標利率を乗じて算出します。

$$\text{利息クレジット} = \text{仮想個人口座残高} \times \left[ (1 + \text{指標利率})^{\frac{\text{月数}}{12\text{ヶ月}}} - 1 \right]$$

※前回利息クレジット付与日時時点の仮想個人口座残高

〈計算事例〉2014年9月30日に待期終了すると利息クレジットがいくら付与されるか？

指標利率は2.5%、前回利息クレジット付与日(2014年4月1日時点)の仮想個人口座残高を仮に100万円とすると…

利息クレジット＝

前回利息クレジット付与日の  
仮想個人口座残高(2014/4/1時点) × [(1 + 0.025)<sup>0.5</sup> - 1]

6ヶ月(4月～9月)/12ヶ月

＝¥1,000,000 × (1.0124 - 1)  
＝¥12,400

### 3 指標利率について

#### (1) 指標利率とは

指標利率は、利息クレジット及び年金額を計算するのに使用します。

#### (2) 使用する指標利率について

- ①使用する指標利率は、10年国債応募者利回りの過去1年平均を使用します。  
なお、次のとおり指標利率には上下限を設けています。

| 区分 | 加入者積立期間                 | 待期期間 | 受給期間 |
|----|-------------------------|------|------|
| 上限 |                         | 4.5% | 5.0% |
| 下限 | 1.5%または法定下限予定利率のいずれか高い方 |      |      |

(注) 法定下限予定利率は当該年度のものを使用します。(毎年改定)

最低でも1.5%相当の利息がつきますので、元本割れはすることはありません。

#### ② 予定利率の改定について

年1回とし、毎年1月から12月(暦年単位)の実績平均値を当年4月から(年度単位)適用します。

# Ⅱ. 待期終了時の取扱いについて

## 1 給付の種類について

| 退職時年齢 | 給付の種類 | 受給可能な時期                |
|-------|-------|------------------------|
| 50歳以上 | 選択一時金 | 退職時～65歳までの任意の時期に受給が可能  |
|       | 年金    | 退職時～65歳までの任意の時期に受給開始可能 |
| 50歳未満 | 脱退一時金 | 退職時～60歳までの任意の時期に受給可能   |
|       | 選択一時金 | 60歳～65歳までの任意の時期に受給可能   |
|       | 年金    | 60歳～65歳までの任意の時期に受給開始可能 |

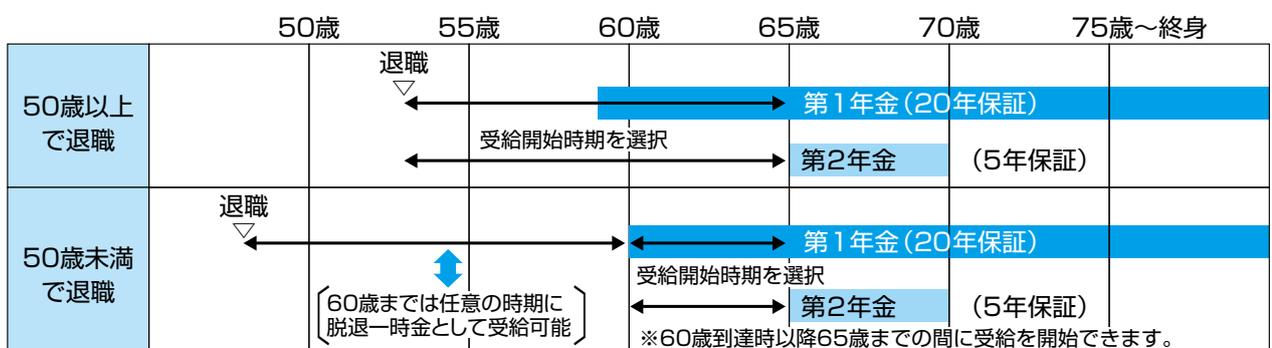
## 2 待期した部分を一時金で受取る場合

一時金額(脱退一時金、選択一時金) → 待期終了時の口座残高

## 3 年金で受取る場合の受給期間

第1年金の受給期間は、各人が選択した受給開始時点から終身(20年保証)となります。また、第2年金(5年保証)は、各人が選択した受給開始時点から5年間となります。なお、第1年金、第2年金ともに65歳までの間に受給を開始していただけます。

〈受給選択肢のイメージ〉……退職時年齢別

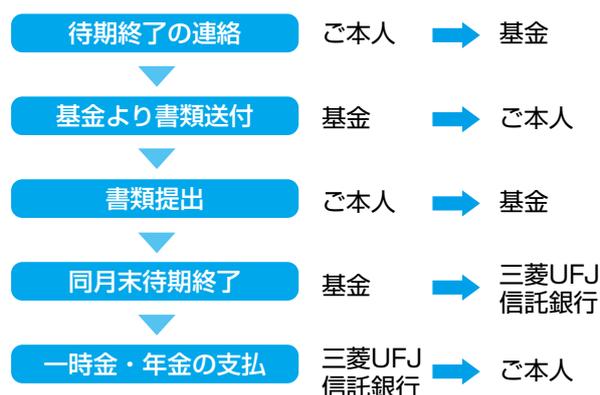


## 4 待期終了手続について

待期を終了される時には当基金までご連絡ください。

ご連絡をいただいた上で、基金より待期終了の書類書類をお送りいたしますので、必要書類を添付の上、ご返送ください。書類書類が基金で受付された月の末日に待期終了となり、待期終了までの利息クレジットが付与されます。

なお、待期終了から一時金・年金のお支払いには2～3ヶ月かかりますのでご注意ください。



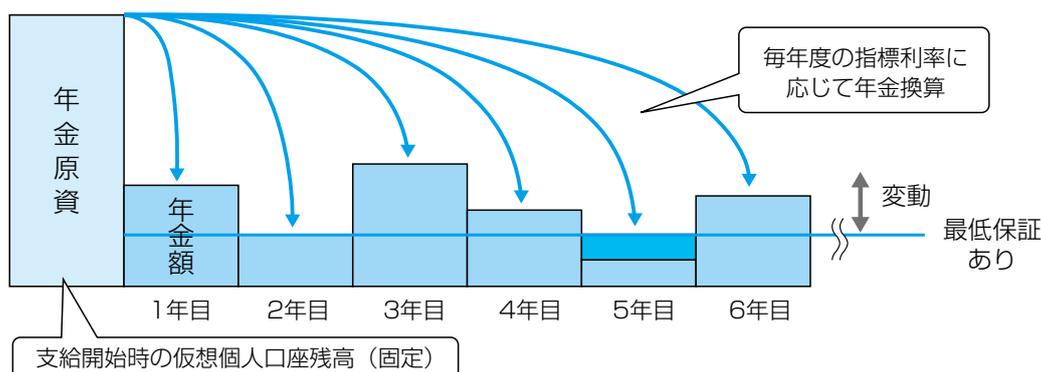
# IV. 年金額について

## 1 年金額の変動について

支給開始時の仮想口座残高(固定)を、毎年の指標利率に応じて年金に換算し支給します。

毎年の年金受給額は、指標利率に応じて変動します。

$$\text{年金支給額} = \frac{\text{支給開始時の仮想口座残高(年金原資)}}{\text{毎年度の指標利率に応じた確定年金現価率}}$$



## 2 年金額の算定に使用する指標利率について

### (1) 10年国債応募者利回りの過去1年平均を使用します。

(小数点第2位を四捨五入して0.1%単位で適用します。)

なお、次のとおり指標利率には上下限を設けています。

| 区分 | 加入者積立期間                 | 待期期間 | 受給期間 |
|----|-------------------------|------|------|
| 上限 | 4.5%                    |      | 5.0% |
| 下限 | 1.5%または法定下限予定利率のいずれか高い方 |      |      |

注：法定下限予定利率は当該年度のものを使用します。(毎年改定)

最低でも1.5%相当の利息がつきますので、元本割れはすることはありません。

### (2) 改訂頻度について

年1回とし、前年1月から12月(暦年単位)の実績平均値を当年4月から(年度単位)適用します。

### (3) 年金改定額の通知について

年1回6月を目途に各年金受給者の方へ通知します。

## 用語解説

### ・法定下限予定利率とは

「10年国債過去5年平均」または「10年国債過去1年平均」のいずれか低い方を基準として厚生労働大臣が毎年定めるもの。

# V. 年金の支払いについて

基金からの年金は、偶数月の1日に支払い月の前2ヶ月分を後払いで支給します。

当基金より支給する年金は、基本的に偶数月の1日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に、前月までの2ヶ月分をご指定の口座に振込みます。従いまして、各支給日には皆様の年金額の6分の1が振込まれることとなります。

当基金では、年金受給中の皆様宛に毎年6月に「年金支払いのお知らせ」を送付致します。これは、4月分から翌年3月分の1年間にわたる支給予定の年金額をご通知するものです。新たに年金支給が開始された場合や、年度の途中で支給額が変更(待期部分の支給開始や有期年金の支給終了など)となる場合には、その都度「年金支払いのお知らせ」を送付いたします。

なお、年金振込手続きは、当基金の業務委託先である三菱UFJ信託銀行を通じて実施されます。

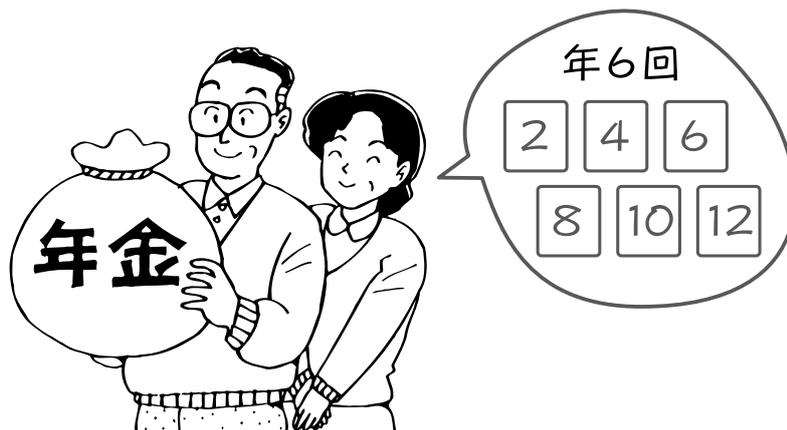
## 〈年金の支給月について〉

| 年金の支給月 | 支給対象月         |
|--------|---------------|
| 2月     | 12月、1月分の2ヶ月分  |
| 4月     | 2月、3月分の2ヶ月分   |
| 6月     | 4月、5月分の2ヶ月分   |
| 8月     | 6月、7月分の2ヶ月分   |
| 10月    | 8月、9月分の2ヶ月分   |
| 12月    | 10月、11月分の2ヶ月分 |

- ◆年金は、年6回に分けて、偶数月の1日に支給となります。
- ◆それぞれの支給月には、その前月までの2ヶ月分が支給されます。

## 〈ご注意！〉

年金支給開始月によっては、初回の支給時に1ヶ月分のみを支給することもあります。年金のお支払いは、書類の基金受付からおよそ1ヶ月後となります。



# VI. 「現況届」の提出について

毎年1回、誕生月に「現況届」をご提出いただきます。

〈ご注意！〉現況届のご提出が無い場合、年金の支給が停止されます。

当基金では、年金を受給中の皆様に年1回、現況確認をさせていただいております。

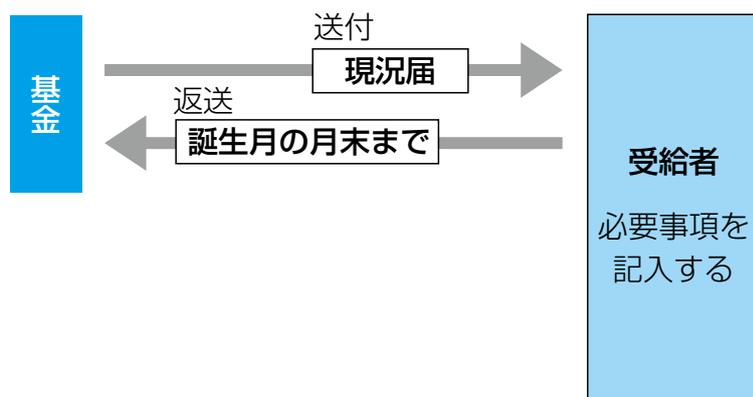
毎年、ご自身の誕生月に当基金より「年金受給権者現況届」を送付いたしますので、必要事項をご記入の上、当基金宛に返送してください。

現況届の提出期限は、ご自身の誕生月の月末です。提出時期を過ぎても当基金宛に現況届の提出が無い場合は、年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。

ただし、基金から年金を受けていない待期中の方については、現況届は送付しておりません。

国の年金受給者の「現況届」は平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステムを活用する自治体については廃止されました。

## 〈現況届の流れ〉



## 現況届とは・・・

年金を継続して受給するための権利(生存)について、年1回確認するための届出書類です。



# Ⅵ. 税金の取扱いについて

以下の内容については、今後変更される場合がありますのでご承知置きください。

注：税金に関する詳しい内容等につきましては、お近くの税務署へご相談ください。

## 1 年金にかかる税金について

### ◆年金には税金がかかります

基金の年金及び国の老齢年金については、所得税法により「雑所得」として課税対象になります。

### ◆基金からの年金にかかる源泉徴収額の計算は？

基金から受取る年金額に対しては所得税が源泉徴収されます。

$$\text{源泉徴収税額} = \text{年金額} \times 7.6575\%$$

※税率は今後変更されることがあります。

令和19年12月まで、従来の所得税の2.1%相当額が「復興特別所得税」として追加徴収されています。

### ◆年金受給者は毎年「確定申告」が必要です

基金の年金受給者は、原則として全員が「確定申告」を行わなければなりません。

毎年1月中旬頃に前年分の「公的年金等の源泉徴収票」が基金と国のそれぞれから送付されますので、2月16日～3月15日の間に居住地の所轄税務署で「確定申告」を行なってください。

「確定申告」では、基金の年金と国の年金を合算（給与等がある場合はそれを含む）し、税額を計算した上で、源泉徴収額との差額（還付・追納）申告を行ないます。

### ◆住民税はご自身で納付手続を行なってください

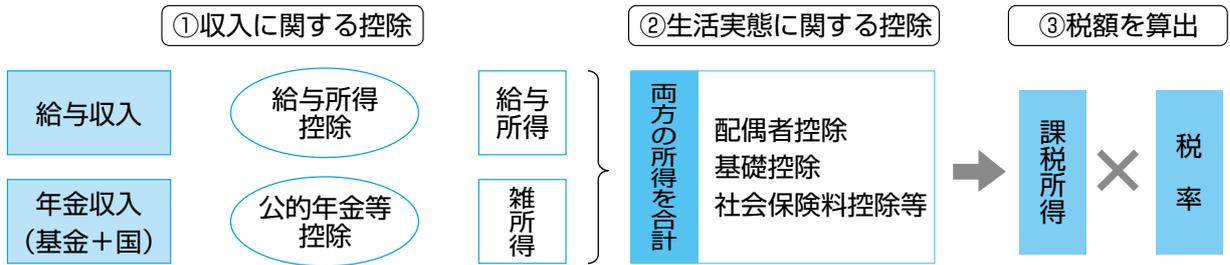
年金受給者の皆様の住民税は、居住地の市区町村から送付される納付書に基づき、3ヶ月ごとにご自身で納めていただくこととなります。

### ◆年金にかかる所得税の計算は？

- ①年金収入（基金＋国）から収入に関わる控除として「公的年金等控除」を行います。（雑所得）
- ②雑所得から生活実態に関わる控除として配偶者控除・基礎控除・社会保険料控除等を行います。（課税所得）
- ③課税所得に税率を掛けて、年金にかかる所得税を算出します。

年金収入の他に給与収入等がある方は、別々に収入に関わる控除を行ってからそれぞれの所得を合計し、②の生活実態に関わる控除を行い、税額を求めることとなります。

## 〈年金等に対する課税（所得税）のしくみ〉



### ◆収入が年金（基金+国）だけの場合の非課税限度額

※金額等は今後変更されることがあります。

| 区 分            | 配偶者がいる場合(配偶者に所得がない場合) |       | 配偶者がいない場合 |       |
|----------------|-----------------------|-------|-----------|-------|
|                | 65歳未満                 | 65歳以上 | 65歳未満     | 65歳以上 |
| ①公的年金等控除       | 70万円                  | 120万円 | 70万円      | 120万円 |
| ②配偶者控除*        | 38万円                  | 38万円  | —         | —     |
| ③基礎控除          | 38万円                  | 38万円  | 38万円      | 38万円  |
| 非課税限度額(①～③の合計) | 146万円                 | 196万円 | 108万円     | 158万円 |

※配偶者控除は配偶者の年齢が70歳以上の場合48万円。

## 2 一時金にかかる課税取扱いについて

基金から支払われる一時金には所得税法に基づく税金（復興特別所得税含む）がかかります。

### ◆課税内容

課税内容は、選択時期や選択内容によって異なりますのでご注意ください。

### ◆課税パターン

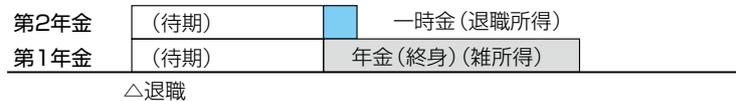
(1) 一時金の支給時に当基金から受給中の年金がない場合。

#### 退職所得課税

(A) 待期後にそれぞれ一時金  
選択した場合



(B) 待期後に受給開始と同時  
に一時金選択した場合



(C) 年金受給終了後に待期部  
分を一時金選択した場合



(2) 一時金の支給時に当基金から受給中の年金があり、一時金支給後も年金の受給が続く場合。

#### 一時所得課税



※待期間を経た後に、一時金を受給する場合で退職所得課税となる場合は、課税年度は退職時に遡って適用されます。

## ◆源泉徴収および確定申告について

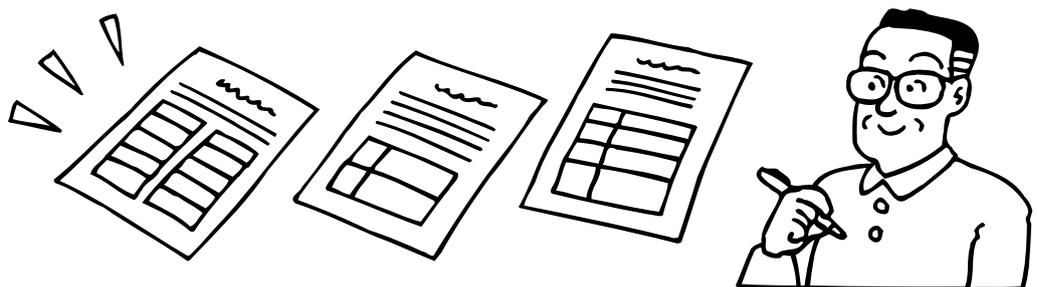
### 〈退職所得の場合〉

- ・一時金裁定時に提出する「退職所得の受給に関する申告書」の内容に基づく源泉徴収（住民税の特別徴収を含む）を実施した上で一時金を支給します。
- ・原則として、源泉徴収した金額が確定税額となるため受給者本人の確定申告は不要です。

「退職所得の受給に関する申告書」には、退職所得の源泉徴収票を添付する必要がありますので、退職時に会社や基金から発行された「退職所得の源泉徴収票 特別徴収票」は大切に保管しておいてください。

### 〈一時所得の場合〉

- ・一時金支給時の源泉徴収は実施しません。
- ・実際の課税額は、他の所得（給与・公的年金等）と合算して確定するため、一時金受給者は原則として、確定申告により税金を納付する必要があります。



# Ⅳ. 年金Q&Aについて

## 1 住所を変更したい

住所や電話番号が変わったときは、「受給権者異動届」を提出していただきます。

この届が提出されなかったり、提出されても正確な記入がされていない場合は、現況届の通知等が届かなくなり、年金の支給が一時停止されることがありますのでご注意ください。

## 2 年金受取の金融機関を変更したい

年金受取の金融機関を変更されるときは、「受給権者異動届」を提出していただきます。

この届が提出されなかったり、提出されても正確な記入がされていない場合は、年金の支払いを一時停止することがありますのでご注意ください。

## 3 亡くなった場合の手続きは

年金を受ける権利は、死亡により無くなります。年金を受けている方が亡くなった場合は「受給権者死亡届」を提出していただきます。

〈ご注意〉

この連絡が遅れますと、年金を多く受取り過ぎることとなり、後日返金いただく場合がありますので、すみやかにご連絡ください。

なお、年金を受給中の方が保証期間内に亡くなったときや待期中の方が亡くなったときは、ご遺族に遺族一時金が支給されます。遺族一時金は、配偶者・子・父母・孫・祖父母または兄弟姉妹のほか、死亡当時、死亡者と生計を同じくしていた親族が請求することができます。

## 4 氏名を変更したときは

氏名が変わったときは「年金受給権者異動届」を提出していただきます。

ご提出の際には、年金受給中の方は受取り金融機関の口座名も確認してください。

基金が管理している氏名と受取金融機関の口座氏名(フリガナ)が異なっていますと年金の振込みができなくなってしまいます。

氏名の変更をしたときは、基金の届出氏名と受取金融機関の口座氏名(フリガナ)が必ず一致するように届出をしてください。

## 5 事業所コードと加入者番号について

### ◆事業所コードについて

事業所コードは、加入者の出身会社により次のとおりとなっています。

| 会社名                    | 事業所コード |
|------------------------|--------|
| 昭和電工マテリアルズ(株)          | 100    |
| 昭和電工マテリアルズ・ビジネスサービス(株) | 270    |

### ◆加入者番号について

加入者番号は、出身会社にて管轄年金事務所に登録している基礎年金番号(10桁の数字)と同じです。詳しくは年金手帳をご覧ください。

注：頭スペースで9桁の方もいますのでご注意ください。

〈事例〉\_811235679=0811235679

## 6 年金選択から一時金選択へ変更する場合

年金を選択した方が事情により一時金での受給に変更される場合は、「年金受給権者異動届」を提出していただきます。

### 〈年金に代えて支給する一時金について〉

老齢給付金の年金選択をした方で、年金に代えて一時金を受けることができる方

1. 待期中の方
2. 受給中の方（ただし保証期間を経過していない方）で次の事由に該当される方

### 【該当事由】

- (1) 受給権者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難な場合。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、または長期入院した場合。
- (4) その他前各号に準ずる事情にある場合。

### 【一時金額について】

#### ◆待期中の方

第1年金、第2年金について、それぞれの最終仮想個人口座残高を一時金額とする。

#### ◆受給中の方（ただし保証期間を経過していない方）

第1年金、第2年金について、それぞれ選択時の最低保証利率及び残存保証期間に応じた別に定める一時金換算率を乗じて得た額とする。

## 7 基金のホームページについて

基金では、受給者・待期者の方々にむけて、インターネットでの情報公開を行っています。内容は、基金の年金制度に関する情報や、決算等の情報開示を行っています。ご覧になる場合は、下記のアドレスをご参照ください。

昭和電工マテリアルズ企業年金基金のホームページ

<https://www.mc.showadenko.com/kikin/index.html>

令和2年10月

**昭和電工マテリアルズ企業年金基金**

〒100-6606 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号  
TEL 03-5533-7505(代表) FAX 03-5533-7506 E-mail [sdmc\\_kikin@showadenko.com](mailto:sdmc_kikin@showadenko.com)